

三次市教育委員会告示第 号

三次市学校支援員配置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 23 年 3 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市学校支援員配置事業実施要綱の一部を改正する告示

三次市学校支援員配置事業実施要綱（平成 21 年三次市教育委員会告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 5 号を第 6 号とし，同号の前に次の号を加える。

- (5) 担任が出張や休暇，又はその他の校務等で，他の教諭も授業ができないときの学習指導

附 則

この告示は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。